

## J R大阪駅ビルでの顔認証システム実験の中止を求める

独立行政法人・情報通信研究機構 殿

2014年3月5日

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)  
福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

連絡先：〒164-0001 東京都中野区中野 5-32-11-504

TEL 03(5380)2931 FAX 020(4665)3089

(1) 貴独立行政法人・情報通信研究機構は、報道によれば、J R大阪駅を中心にした駅ビル「大阪ステーションシティ」において、約90台の高性能カメラのネットワークを使って、この施設を通行・利用する膨大な数の市民一人ひとりを見無差別に撮影する実験を今年4月から実施するとしています。その上で、この実験においては、撮影した市民の顔画像と歩き方の特徴をデータ化してID(個人識別番号)をつけ、市民一人ひとりを自動的に追跡することを計画しているとしています。私たちは、このような実験は、「誰が・いま・どこを・どのように移動しているか」をリアルタイムで追跡することができる顔認証システムの導入実験であると考えます。

京都府学連事件・最高裁判決(1969年)は、「何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」ことを明示していますので、今回の実験は、この最高裁判決に真っ向から反するものです。特に、撮影した画像のデータにもとづいて市民一人ひとりを追跡し行動を把握する行為は、憲法13条で保障されているプライバシーの権利(自己情報コントロール権)への重大な侵害となり、断じて許されません。

私たちは、国土交通省と財団法人・運輸政策研究機構が行った東京の地下鉄霞ヶ関駅での顔認証システム実験(2006年5月)を始めとして、公共空間における顔認証システムの導入に強く反対してきました。しかし、現在警視庁をはじめ5都県警が可搬型の顔認証装置を秘密裏に運用していることが、報道によって明らかになりました(2月27日)。今回実験が計画されている顔認証・歩行認証システムは、実験にとどまることなく、実験後、公共空間に導入・運用される現実性をもったものであると考えます。私たちは貴機構が計画している顔認証システム実験をただちに中止するよう求めます。

(2) 貴機構は今回の実験を今年4月から実施するという文書を昨年11月25日にホームページに掲載しています。この文書においては、実験目的は、「人の流動等を把握し、災害発生時の安全対策等への利用可能性を検証するもの」とされています。しかし、「等」とあるように、実験目的は限定がなく極めてあいまいなものです。

しかも、報道によれば、貴機構は、高性能カメラには実験に使用しているという説明を付けないで稼働させるとしています。これでは通行する市民は追跡用のこの高性能カメラと既設の監視カメラとを区別することはできません。すでにJR大阪駅改札前の連絡通路に実験用カメラが一部設置されているとも報道されています。しかし、そのカメラの周辺には、このことを説明する表示はなにもありません。貴機構の先の文書では「実験を行っていることが分かるよう周知する予定」とされていますが、実験対象となる市民にとっては実質上秘密裏に行われる実験です。

1日に約82万7千人が乗降するJR大阪駅と年間1億人以上が訪れる大阪ステーションシティは、誰もが自由に通行し利用できる公共空間です。この公共空間をまるごと実験区域にし、この区域を通行する膨大な数の市民を、その承諾なしに、2年間の長期にわたって、実験対象とするのは重大な人権侵害です。

**(3)** 政府の「パーソナルデータに関する検討会」のもとに専門家で作られている技術検討ワーキンググループは、「顔の画像情報」は処理を施しても「個人が特定される可能性が極めて高い」ことを考慮して「その取扱については慎重に検討すべき」との報告書を発表しています（昨年12月）。このことに照らしてみても、貴機構が、「顔のデータは、元の映像が復元できない情報に施設内で置き換えるため、個人情報保護上の問題はない」（1月6日付朝日新聞大阪本社版）とするのはあまりにも一方的です。

また、JR東日本が、利用者の同意を得ることなく、IC乗車券「スイカ」の乗降履歴データを外部の日立製作所に販売していたことが発覚し、中止に追い込まれるという事態がありました（昨年7月）。個人情報の違法な提供であるという指摘があったからです。情報提供の発覚後、わずか1週間で1万人にのぼる市民が、JR東日本にたいして、自分の乗降履歴データを日立製作所へ提供することを拒否しました。今回、貴機構はJR西日本に実験データの提供を計画しています。しかし、このことは、上記の件と同様に法律違反の疑いがあります。公的機関である貴機構が法律に違反する行為を行うのはあってはならないと考えます。

**(4)** 貴機構がいま準備を進めている今回の実験は、肖像権とプライバシーの権利（自己情報コントロール権）を保障した憲法に違反するものです。私たちは憲法違反の実験をただちに中止するよう重ねて求めます。